

子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援施策）の中間見直しについて

1 子ども・子育て支援施策の見直しに係る基本的な考え方と見直し案について

(1) 子ども・子育て支援施策の見直しに係る基本的な考え方について

必要に応じ、子ども・子育て支援施策の内容、目標値等の見直しの要否を決定します。

施策の内容、目標値等を見直す基準

平成 27、28 年度に状況が変わったものや施策の一部が終了したもの、目標を達成したもののについて施策の内容、目標値等を見直します。

(2) 子ども・子育て支援施策の見直し案について

子ども・子育て支援施策についての見直しに案については以下のとおりです。

基本目標 1 子どもと子育て家庭を支援します

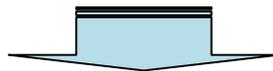
1-1 子育て家庭の経済的負担の軽減

7 特定不妊治療費助成事業【健康支援課】

不妊治療のうち体外受精・顕微授精（特定不妊治療）を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

（当初の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	新規事業	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。



7 特定不妊治療費助成事業【健康支援課】

不妊治療のうち体外受精・顕微授精（特定不妊治療）、男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

（見直し後の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
制度の実施	新規事業 （H28 実績） <u>男性不妊治療：1 件</u>	北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。

平成 28 年度からは体外受精・顕微授精のみではなく、男性不妊治療についても対象として事業を行っているため、事業内容に追加します。

11 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業 [教) 総務企画課]

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
新規貸与・受給者数	20 人	25 人



11 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業 [教) 総務企画課]

経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給与により教育を受ける機会を与えます。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
新規貸与・受給者数	20 人	15 人

育英会については、近年行われた国による高等学校就学支援金制度の拡充や給付型奨学金制度の創設等の影響により、計画策定時よりも申請者数が減少傾向にあり、交通遺児育英会については、交通事故による死者数の減少により対象者が減少しているため目標値 (H31) を「15 人」に変更します。

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

2-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

新規 1 子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援 [工業労政課]
結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援対象者	<u>新規事業 (H28 年度から)</u> <u>H28 支援対象者 : 20 人</u>	支援対象者 : 25 人

2-2 保育サービスの充実

46 延長保育事業 [こども育成課]

保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前7時30分～午後6時30分を前後30分または後ろ30分延長して開所する延長保育を推進します。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	5園	12園



46 延長保育事業 [こども育成課]

保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前7時30分午後6時30分を前後30分または後ろ30分延長して開所する延長保育を推進します。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施園数	5園	10園

「地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策について」でもありましたように、現行の実施園数でニーズに対応できると推測できるため、目標値 (H31) を「10園」に変更します。

基本目標3 子どもの教育・保育環境を整備します

3-9 家庭・地域の教育力の強化

67 家庭教育相談等の開催 [青少年課]

市役所と児童センターにおいて家庭教育相談を、児童センターにおいて家庭教育学習会を開催します。さらに、団体などの要請により家庭教育講演会・地域懇談会も開催します。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談件数	64件	80件
学習会及び講演会の開催回数	15回	20回



67 家庭教育相談等の開催〔青少年課〕

市役所と児童センターにおいて家庭教育相談を実施し、児童センターにおいて幼児親子の交流会を開催します。さらに、団体などの要請により家庭教育講演会・地域懇談会も開催します。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
相談件数	64 件	80 件
交流会及び講演会の開催回数	新規事業 (H26 年度から) (H26 実績 : 190 回)	290 回

「家庭教育学習会」を終了し、ニーズが高い「幼児親子の交流会」を推進し、親子の交流および参加者同士が交流しながら子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。したがって、施策の内容、評価指標及び目標値 (H31) の見直しを行います。

3-15 思春期保健対策の充実

84 デートDV防止啓発事業〔男女平等参画課〕

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係団体と連携して実施します。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
配布体制	リーフレット配布箇所数 : 36 施設	リーフレットの配布体制を維持します。
出前講座回数	新規事業	10 回



84 デートDV防止啓発事業〔男女平等参画課〕

交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
配布体制及び関係機関との連携	リーフレット配布箇所数 : 36 施設	リーフレットの配布体制を維持するとともに、関係機関との連携によるセミナー等を開催します。
出前講座回数	新規事業	10 回

今後も暴力のない社会を目指し、当該事業を推進させていくため、新たに苦小牧人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図ります。よって、内容の説明文中の「関係団体と連携して実施します。」という記述につきましては「関係機関等と連携して実施します。」に修正します。また、評価指標及び目標値 (H31) に「関係機関との連携」についての記述を追加します。

基本目標 4 子ども・子育てを地域で支えあう環境をつくります

4-1 地域における子育て相談・交流の充実

89 利用者支援事業 [こども育成課]

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施箇所数	新規事業	4 か所



89 利用者支援事業 [こども育成課]

子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
実施箇所数	新規事業	2 か所

「地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策について」でもありましたように平成 31 年度までは現状の体制を維持するため、目標値 (H31) を「2 か所」に変更します。

基本目標 5 一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をします

5-1 児童虐待に対する対策

新規 2 養育支援訪問事業 [こども支援課]

子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※ H29 年度から実施

5-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援

122 女性相談体制の充実〔男女平等参画課〕

女性弁護士による女性のための法律相談を実施します。

（当初の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	・一般相談件数：6件 ・法律相談件数：12件	女性の相談体制を維持します。



122 相談体制の充実〔男女平等参画課〕

弁護士による法律相談を実施します。

（見直し後の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	・一般相談件数：6件 ・法律相談件数：12件	<u>相談体制を維持します。</u>

DVに関する法律相談は女性に限らず、男性も行う可能性があるため施策名、施策内容及び目標値（H31）から女性の記載を削除します。

5-4 ひとり親家庭等の相談体制の強化

128 母子等相談体制の充実〔こども支援課〕

母子家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

（当初の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	母子相談延べ件数：1,125件	相談体制を維持します。



128 母子等相談体制の充実〔こども支援課〕

母子家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。

（見直し後の評価指標・現状値・目標値）

評価指標	現状値（H25）	目標値（H31）
相談体制	母子相談延べ件数：1,125件 <u>（H28実績）</u> <u>母子等相談延べ件数：</u> <u>1,032件</u>	相談体制を維持します。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭も支援対象として、明確にされたため現状値の記載を変更します。

129 母子家庭等日常生活支援事業 [こども支援課]

ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

(当初の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※H28 年度実施予定



129 ひとり親家庭等日常生活支援事業 [こども支援課]

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。

(見直し後の評価指標・現状値・目標値)

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
支援率	新規事業	100% ※H28 年度から実施

平成 28 年度からの新規事業で、計画策定時から事業名を変更して事業を実施しているため、事業名を変更します。